

平成31年 第3回三芳町教育委員会（3月定例会）会議録

召集年月日	平成31年3月22日（金）			
開会日時	平成31年3月22日（金） 午後2時00分			
閉会日時	平成31年3月22日（金） 午後4時00分			
開催場所	三芳町役場5階 502会議室			
教育長	古川 慶子			
会議を主宰した者の職名・氏名 教育長 古川 慶子				
	職名	氏名	出欠	適用
委員の出席状況	委員 (教育長職務代理者)	長野 真寿美	出席	
	委員	池上 善一	出席	
	委員	鈴木 信之	出席	
	委員	細谷 雄司	出席	
職務のため出席した者の職氏名	教育総務課・施設庶務担当主幹 齊藤 慶輔、(書記) 三井 康也			
説明のため出席した者の職氏名	教育総務課長 中島 弘恵			
	学校教育課長 宇佐見 宏一			
	生涯学習課長 金井塚 和之			
	文化財保護課長 柳井 章宏			
	藤久保公民館長 伊東 正男			
	学校給食センター所長 小沼 保夫			
その他の出席者の氏名				
会 議 の 大 要				
(日程第1) 開会	開会宣言（教育長）			
前回会議録の承認	2月定例会会議録は承認された。			
(日程第2) 教育長の報告	(1) 町内小中学校の卒業式の挙行について (2) 平成31年度三芳町教育方針等について (3) 教職員の人事異動に伴う内示について (4) 更生保護女性会からの助成金及び交通安全横断旗、交通安全黄色いワッペンの寄贈等について			

(日程第3) 議事	
報告第1号	専決処分報告について(平成30年度三芳町一般会計補正予算(第6号))
議案第9号	三芳町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則(原案可決)
議案第10号	三芳町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則(原案可決)
議案第11号	三芳町教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程(原案可決)
議案第12号	三芳町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(原案可決)
議案第13号	学校部活動推進委員会設置要綱及び三芳町地域教育力・体験活動等推進協議会要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第14号	三芳町学校事務共同実施要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第15号	三芳町学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第16号	三芳町学校事務共同実施実務者会設置要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第17号	三芳町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第18号	中学生自転車通学者ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第19号	三芳町中学生海外派遣事業実施委員会設置要綱の一部を改正する件(原案可決)
議案第20号	平成31年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について(原案可決)
議案第21号	平成31年度三芳町教育相談室常任相談員の委嘱について(原案可決)
議案第22号	三芳町社会教育指導員の委嘱について(原案可決)
議案第23号	三芳町文化財保護審議委員会委員の委嘱について(原案可決)
教育長 教育総務課長 教育総務課長	○報告第1号 専決処分報告について(平成30年度三芳町一般会計補正予算(第6号)) 教育総務課長から説明をお願いします。 提案理由を説明。 それでは、順次担当より説明をいたします。 概要を説明。(教育総務課長、生涯学習課長)
委員	【質疑内容】 なし
教育長 教育総務課長	○議案第9号 三芳町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則 教育総務課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員	【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第9号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長 学校教育課長	○議案第10号 三芳町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。
委員	【質疑内容】 名称の変更ということですが、改めてこの組織について教えていただけますか。
学校教育課長	こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に共同学校事務室ということで位置付けられているものです。 こちらの方は事務室を置くことができるということですが、本県におきましては三芳町の方が先進的な取組ということで、来年度からこの共同学校事務室を置く方向で進めております。 目的としましては、業務の効率化ですとか事務職員の主体的、積極的な校務運営の参画を求めていくということでありまして、さらには事務職員といえますと各学校に1名ということが多く、それを町全体ということで情報共有を行いながら円滑な事務運営を進めていくという方向で、実施していくというものでございます。

委員	これは共同実施組織という名称のものがこれまであって、それを学校事務室という名称に変更するものでしょうか。
学校教育課長	委員さんのおっしゃるとおりでございます。 本町におきましては、学校事務の共同実施ということで、平成21年度から試行的に進めておりました。
教育長	平成26年度には、その共同実施の要綱ですとか共同実施推進協議会設置要綱、共同実施実務者会設置要綱を定めて取り組んでおりました。 この後、議案としても、改正ということで上程しておりますが、埼玉県でも先進的に事務の共同実施ということで町をあげて取り組んでいたという状況がございます。
教育長	これに関しては、三芳町の事務職員が研修会で指導者となって話をしていたり、他の市町村が研修に来たりしている状況がございます。
教育長 教育総務課長	《採決の結果、議案第10号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》 ○議案第11号 三芳町教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する規程 教育総務課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第11号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長 教育総務課長	○議案第12号 三芳町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 教育総務課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第12号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長 教育総務課長	○議案第13号 学校部活動推進委員会設置要綱及び三芳町地域教育力・体験活動等推進協議会要綱の一部を改正する件 教育総務課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第13号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》
教育長 学校教育課長	○議案第14号 三芳町学校事務共同実施要綱の一部を改正する件 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】
委員	これはたくさんアンダーラインが引いてありますが、基本的には組織が室になったということと、それに伴って役職の名称に変更が生じたということでしょうか。
学校教育課長 教育長 学校教育課長	委員さんおっしゃるとおりでございます。 第6条に拠点校を中心とするとありますが、その辺の説明をお願いします。 第6条に拠点校とありますが、こちらは三芳東中となっております、事務主幹が配属されているということから、こちらの方が室長というような形になりまして、拠点校ということになっております。
委員	拠点校というのは今三芳東中となっておりますが、変わることはありますか。
学校教育課長	やはり事務職員の異動等もありますので、その時には変わっていくという可

<p>学校教育課長 教育長 学校教育課長 委員 学校教育課長</p>	<p>能性があります。 拠点校は室長の学校というような捉え方でよろしいでしょうか。 そのとおりでございます。 この学校事務室は、具体的にどのようなことをされているのでしょうか。 8校小中学校がありますけれども、そちらの方で拠点校の三芳東中を中心に、例えば旅費等の審査、各手当のチェック等を複数の目で行うということで、事務の事故をなくすということ、あとは研究ということで、事務職員も資質能力を高めていくということで、8校の中で分担をしながら研究を進めているところでございます。 定例で集まるのが大体月2回くらいで、責任者の三芳東中の事務主幹の方が兼務発令ということで、お互いにその学校を行き来できるということで、そういったところでチェック体制も充実させているということでございます。 《採決の結果、議案第14号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○議案第15号 三芳町学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部を改正する件 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第15号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 学校教育課長 委員 学校教育課長</p>	<p>○議案第16号 三芳町学校事務共同実施実務者会設置要綱の一部を改正する件 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】 先程の推進協議会でしたり色々な組織がありますが、それぞれ独立の組織で、それぞれ目的をもって活動をしているという理解でよろしいでしょうか。 共同学校事務室設置要綱を受けまして、そこから付随している会となっていて、推進協議会の方は三芳町教育委員会の事務局の方も入り、そして各学校から選ばれた代表の校長・教頭が併せて委員として入っていて、それが推進協議会となります。 さらに、それを受けまして共同実施の実務者会ということで各校の事務員等が動けるような形で要綱を制定して、すべて連動しているという形で考えていただければと思います。 《採決の結果、議案第16号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 学校教育課長 委員 学校教育課長 委員 学校教育課長</p>	<p>○議案第17号 三芳町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する件 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。 【質疑内容】 この申請書を出した後は、どのような手続きを踏むことになるのか教えていただけますか。 先程の申請書の中で、「認定調査のため、私及び家族の世帯状況等について、教育委員会が閲覧することに同意します。」という部分がありましたが、教育委員会の方で調べて認定作業を進めていく形となります。 そうしますと、申請についてはこちらの申請書のみということですか。 そのとおりでございます。 《採決の結果、議案第17号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>

<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○議案第18号 中学生自転車通学者ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する件 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>【質疑内容】 ヘルメットは指定されたものなのか、それ以外のものなのか教えていただけますか。 こちらの方は特に指定等はなく、気に入ったものを購入していただいて領収書を添付して、申請をしていただくということで考えています。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>今までは三芳中に通う生徒で、徒歩では遠いことから、自転車で通う許可を得た生徒のために補助していたかと思いますが、これからは日常的に自転車に乗る時に、安全のためにヘルメットを中学生に使用してもらうという認識でよろしいですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>委員さんのおっしゃるとおりでございます、やはり自転車の交通事故も増えていますので、生命を守るという観点から着用させていきたい、このような形で進めさせていただきたいと考えております。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>自転車通学の許可とは、特に関係はないということではよろしいでしょうか。自転車通学につきましては、三芳中の生徒ということで限定しています。特に自転車通学を三芳東中や藤久保中で認めるということではございません。</p>
<p>教育長</p>	<p>例えば、部活動等で土・日曜日に練習試合等で自転車に乗る場合ですとか、学校から帰ってから普段自転車に乗るような時に着用をしていくということを各学校から指導をしてもらうということを考えております。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>現在、ヘルメット着用が努力義務ですが、実態としてはなかなか着用をしていないという状況がありますので、そういったことで推進をしていくためにこの事業を来年度進めていくということでございます。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>通学という文言は学校に通うということではなく、先程おっしゃった部活動などの学校の活動を含めてと理解してよろしいかという確認と、私立についてのご説明をお願いできますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>委員さんおっしゃるとおりですが自転車通学等ということで、普段の自転車の乗車なども含めて考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>また、私立中学に通われている方についてですが、ホームページ等を通して町民の方にお知らせをして、私立中学校に通われているお子さんの家庭にも補助の対象ということについて、周知していきたいと考えております。</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>《採決の結果、議案第18号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○議案第19号 三芳町中学生海外派遣事業実施委員会設置要綱の一部を改正する件 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>【質疑内容】 第3条第9号を追加した理由を教えてください。 機構改革等によりまた改正をする可能性もありますので、教育長が特に必要と認める者ということで入れさせていただきました。</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>《採決の結果、議案第19号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○議案第20号 平成31年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。</p>
<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第20号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>

<p>教育長 学校教育課長</p> <p>委員 学校教育課長</p> <p>委員 学校教育課長</p> <p>委員 学校教育課長</p>	<p>○議案第21号 平成31年度三芳町教育相談室常任相談員の委嘱について</p> <p>学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。</p> <p>【質疑内容】 この相談員の方々は常時何名ずついらっしゃるのでしょうか。 月～金曜日の中で、基本的には4名の中のどなたか1人を配置していくということを予定しています。 この委嘱された方の任期というのは、どのようになっているのでしょうか。 単年度毎の委嘱ということになっております。 ここで退任される方というのは、資格等お持ちでしたか。 臨床心理士の資格をお持ちの方でした。 《採決の結果、議案第21号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 生涯学習課長</p> <p>委員 生涯学習課長</p> <p>委員 生涯学習課長</p>	<p>○議案第22号 三芳町社会教育指導員の委嘱について</p> <p>生涯学習課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。</p> <p>【質疑内容】 社会教育指導員の活動内容を教えていただけますか。 家庭教育学級及び青少年の健全育成ということを担当しておりまして、家庭教育学級につきましては、新1年生の保護者の方の入学前の親の学習ということで指導を行っているものでありまして、それはPTAが実施している事業で家庭教育学級というものがありまして、そちらのアドバイスや運営補助を行っております。 どういった経緯で選任をされたのですか。 教員をやっておられたこともありまして、そういったことに精通しているということで委嘱を提案させていただいているということでございます。 《採決の結果、議案第22号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>教育長 文化財保護課長</p>	<p>○議案第23号 三芳町文化財保護審議委員会委員の委嘱について</p> <p>文化財保護課長から説明をお願いします。 提案理由及び概要を説明。</p> <p>【質疑内容】 なし 《採決の結果、議案第23号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>(日程第4) 協議・報告事項</p>	<p>(1) 学校訪問(後期)について</p> <p>(2) 平成31年第2回三芳町議会定例会一般質問概要説明について</p> <p>(3) 総合体育館アリーナ床板剥離事故後の対応について</p>
<p>(日程第5)その他</p>	<p>(1) 機構改革に伴う例規改正の補足説明について(教育総務課長)</p>
<p>(日程第6)閉会</p>	<p>閉会宣言(教育長)</p>
<p>事 務 連 絡</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>(1) 入間地区教育委員会連合会監査会について</p> <p>(2) 町立小中学校教職員着任式及び辞令交付式について</p> <p>(3) 教育委員のスケジュールについて</p>

次回定例教育委員会については、4月18日(木)午後2時00分から開催することに決定した。

閉会時間 午後4時00分